

第 39 回

豪雪地帯町村議会議長全国大会

と き 平成 26 年 11 月 12 日

と ころ N H K ホール

全国豪雪地帯町村議会議長会

目 次

宣 言	1
決 議	3
要 望	
第 1 豪雪地帯対策の充実強化	7
第 2 冬期交通・通信の確保	8
第 3 農林業振興及び産業対策の強化.....	10
第 4 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び 医療・介護・福祉対策の強化.....	11
第 5 定住・居住環境の向上.....	13
第 6 消防・防災体制及び雪害対策の強化.....	14
第 7 調査・研究等の総合的な推進.....	15
第 8 税財政措置の確保.....	17

宣 言

積雪寒冷という厳しい自然条件下にある豪雪地帯は、豊かな土地、水資源、優れた自然環境等に恵まれており、これらを有効に活用し、地球温暖化の防止、水源涵養、食料生産、国土保全など国民生活の根底を支える公益的機能を果たしている。

他方、豪雪地帯町村においては、地方財政の逼迫、人口減少や高齢化が進行する中で、雪崩の発生等による集落の孤立、突発的かつ集中的な暴風雪による交通の阻害、空き家の倒壊、除排雪作業中や落雪による物的・人的被害等の問題が生じている。

また、特に近年の異常気象による豪雪は、人命にも及ぶ住民生活に深刻な事態を招いており、早急な対応を求められている。

このような状況下において、豪雪地帯町村が、安全・安心で、雪と親しみ、雪と共生した魅力ある地域社会の形成に寄与するためには、これまで以上に国・都道府県と連携を保ちながら、効果的かつ効率的な振興対策を展開することが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策特別措置法の趣旨に沿って、積雪期においても、円滑な産業活動や安全で快適な住民生活を実現

できるよう総合的な豪雪対策を展開すべきである。

我々豪雪地帯町村議会人もまた、新時代にふさわしい雪国社会の創造に全力で取り組むことをここに誓う。

以上、宣言する。

平成26年11月12日

第39回豪雪地帯町村議会議長全国大会

決 議

豪雪地帯の個性と活力ある発展と住民福祉の向上を図るためには、雪害防除等の克雪対策に加え、利雪・親雪対策に国土保全を含めた総合的な豪雪地帯振興対策を確立し、豪雪地帯の活性化を図ることが不可欠である。

よって、政府・国会は、豪雪地帯対策基本計画に基づき、道府県計画を最大限尊重しつつ、下記対策を積極的に推進されるよう強く要望する。

記

- 一 豪雪地帯対策の充実強化
- 一 冬期における交通網及び通信網の確保
- 一 雪国の特性を活かした農林業及び産業振興対策の強化
- 一 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化
- 一 定住の促進及び居住環境の向上
- 一 雪害対策及び消防・防災体制の強化

- 一 雪資源の積極的な活用及び生活環境改善のための調査研究
の総合的な推進
- 一 豪雪地帯の実状に即した税財政措置の確保

以上、決議する。

平成26年11月12日

第39回豪雪地帯町村議会議長全国大会

要

望

第1 豪雪地帯対策の充実強化

「豪雪地帯対策基本計画」に基づく豪雪地帯対策の推進にあたっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪対策を推進すること。

第2 冬期交通・通信の確保

1 道路交通の確保

- (1) 「積雪寒冷特別地域道路交通確保五箇年計画」に基づき、冬期においても安全で円滑な道路交通の確保を着実に推進すること。
- (2) 雪寒道路の指定の拡大を図るとともに、その除排雪、防雪及び凍雪害防止対策に係る財政措置を強化すること。また、国、道府県、市町村相互間で整合性のとれた消除雪体制を確立すること。
- (3) 除雪機械の整備・普及を図り、積雪期における道路の確保に努めるとともに、除雪機械の格納庫の設置に係る財源を確保すること。
また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (4) 特別豪雪地帯における基幹的市町村道改築の道府県代行事業については、事業の積極的推進を図るための必要な財源を確保すること。
- (5) 雪国の安全で快適な歩行者空間をつくるため、歩道除雪の充実、消雪施設の整備、流雪溝の設置、堆雪幅の確保など各種事業の協調による冬期バリアフリー対策を総合的に推進すること。
- (6) 雪に強いまちづくりを推進するため、積雪・堆雪に配慮した体系的な道路整備を行うとともに、消融雪施設、流雪溝等の整備を行うこと。

- (7) 異常豪雪時における雪捨て場、一時堆積場所の確保をはじめとする道路と住宅の総合的雪処理を推進すること。
- (8) 急激な気候変動時における除雪を含めた道路管理に関する技術的・財政的支援を行うこと。
- (9) 異常気象により生じる大雪による集落の孤立を未然に防ぐ道路対策などについて早急に調査研究するとともに、併せて雪による道路交通遮断の防止方策について検討すること。

2 鉄道・バス交通の確保

- (1) 豪雪地帯における鉄道輸送を確保するため、防除雪設備を整備すること。
- (2) 豪雪地帯の住民の足となるバス路線を確保するため、防除雪設備及び体制を強化するとともに、地方バス路線運行維持対策を強化すること。

3 通信の確保

- (1) 豪雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信線路の地下ケーブル化の整備、着雪防止工法の採用などの雪害防除対策を強化すること。
- (2) 山間豪雪地域など条件不利地域における情報連絡体制を確保するため、情報通信基盤及び移動通信用鉄塔施設の整備に対する財政措置を充実すること。

第3 農林業振興及び産業対策の強化

1 農林業振興対策の強化

(1) 農業の振興

冷涼な気候条件を活かした農業の生産性向上を図るため、農業生産基盤整備事業及び農村整備事業を推進すること。

(2) 林業の振興

豪雪地帯に適した林業の推進を図るため、森林整備事業及び治山事業の所要額を確保すること。

また、豪雪に起因する造林被害に対し復旧助成措置の強化拡充を図ること。

(3) 農道及び林道の整備促進

農林業の振興を図るため、農道及び林道の整備事業を促進すること。

2 産業振興対策等の強化

(1) 雪資源などの環境資源を積極的に活用した計画的な地域振興策を推進するため、スキー、スケート場等のレクリエーション施設の整備事業に対する財政措置を充実すること。

(2) 豪雪地帯における雇用の拡大を図るため、通年雇用を推進するとともに、冬期の季節的業務に従事する労働者に対する援護措置を拡大すること。

(3) 出稼労働者援護対策を充実強化すること。

第4 学校教育施設・生活環境施設等の整備及び医療・介護・福祉対策の強化

1 学校教育施設の整備促進

- (1) 耐雪耐寒構造の学校教育施設、屋内社会体育施設等の整備を促進すること。
- (2) 冬期通学困難地域については、スクールバス等就学を確保するための設備配置に必要な措置を講じること。
- (3) 特別豪雪地帯における教育機会の確保を図るため、公立小中学校の分校舎等についての新築・改築等が着実に実施できるよう必要な財源を確保すること。

2 生活環境施設の整備促進

- (1) 融雪・流雪機能を装備した下水道施設など豪雪地帯に適合した生活環境施設の整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 消流雪用水の安定した供給を図るため、雪対策ダム事業、消流雪用水導入事業を促進すること。

3 医療対策の強化

冬期無医地区等の医療体制を強化するため、へき地診療所の運営に係る財政措置を充実すること。

特に、巡回診療用雪上車、患者輸送用雪上車等豪雪地帯の医療に必要不可欠な設備配置に係る財政措置を充実すること。

4 介護・福祉サービス供給体制の整備等の促進

- (1) 社会福祉施設の整備については、豪雪地帯の実態を踏まえ所要の財政措置を講じること。
- (2) 社会福祉施設に係る除雪経費の財政措置を充実するとともに、対象地域を豪雪地帯全域に拡大すること。
- (3) 高齢者世帯等の屋根雪下ろし等の困難な世帯については、まずは、町村において対応せざるを得ない状況にあることから、豪雪地帯及び特別豪雪地帯における人命の安全と生活の安定確保を図るため、さらなる技術的、財政的支援の充実など、雪処理の対策を推進すること。

第5 定住・居住環境の向上

1 快適なまちづくり

克雪住宅の集団的整備事業については、街路事業、道路整備事業、市街地再開発型区画整理事業等との一体的実施による面的無雪街区整備を促進すること。

2 居住環境の向上

(1) 高齢化社会の進展を踏まえ、既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の普及を促進すること。

また、雪処理が困難な高齢者が冬期間だけ移住できる冬期居住施設の整備を推進すること。

(2) 雪処理の担い手を確保・育成のため、建設業団体その他の非営利団体との連携等による除排雪の体制整備に対する支援策を講じること。

また、異常豪雪時においては、速やかに自衛隊の災害派遣を行い孤立集落や高齢者世帯に対する雪処理を支援すること。

(3) 空き家の除排雪等については、実効性を確保するため、適切な法整備を図るとともに、必要な財源を確保すること。

第6 消防・防災体制及び雪害対策の強化

1 消防・防災体制の強化

- (1) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防防災施設及び設備の整備に係る財政措置を充実すること。
- (2) 降雪期の地震災害に対処するため、積雪地帯における地震防災対策及び復旧等援護対策を早期に確立すること。
- (3) 急激な気候変動時における遭難者の救援体制及び広域応援体制の整備に関する技術的・財政的支援を行うこと。

2 雪害対策の強化

- (1) 雪崩災害を防止するため、危険箇所の雪崩防止施設の整備を推進するとともに、監視装置の設置や警戒避難体制の確立など総合的な雪崩対策を展開すること。
また、治山事業による雪崩の防止対策も強化すること。
- (2) 雪崩等による土砂災害を防止するため、雪対策砂防モデル事業の促進と事業量の拡大を図ること。
- (3) 地吹雪による被害を未然に防ぐため、予報・警備体制を強化するとともに、防雪柵、待避駐車場など地吹雪対策設備の整備促進を図ること。

第7 調査・研究等の総合的な推進

1 まちづくり方策の調査・研究

豪雪地帯対策を総合的・計画的に推進し、地域の発展と住民生活向上を図るため、雪国の抱える課題と現状を踏まえた、まちづくりの方策を調査、検討すること。

2 総合的な調査研究体制の確立

(独)防災科学技術研究所雪氷防災研究センターにおける調査研究を充実させること。

また、「産・官・学」一体となった総合的な調査研究体制を確立すること。

3 雪資源活用のための調査研究

雪資源を積極的に活用するため、克雪・利雪・親雪に関する調査研究を推進すること。

また、雪の冷熱エネルギー活用技術を更に発展させるとともに、その活用を図るための事業を促進すること。

4 生活環境改善のための調査研究

(1) 安全で住みよい豪雪地帯を形成するため、集落における除排雪体制のあり方など雪国における住環境の課題について調査研究を進め、その対策を講じること。

(2) 雪による道路交通の遮断を防ぐため、除雪機械、道路交通確保技術等に関する調査研究を推進すること。

(3) 安価で自然にやさしい凍結防止剤及び路面凍結防止舗装の研究開発を推進すること。

(4) 豪雪地帯への定住促進のため、克雪住宅に関する調査研究を推進すること。

5 暴風雪に対する防衛手段の調査研究

暴風雪に伴う発生事象とその対応策について早急に研究するとともに、その研究成果を関係行政機関等に周知するなど、広く公表すること。

6 気象情報等の提供

(1) 気象変動情報及び発生が予想される事象情報を速やかに地域の関係機関に提供すること。

(2) 暴風雪に伴う発生事象と注意すべき事項について整理・分析し、関係行政機関等に提供すること。

7 総合的な情報システムの構築

豪雪地帯における住民の生活及び諸活動の安全性と利便性を向上させるため、道路・交通情報、気象情報、地域情報、生活情報など雪に関する多様な情報を提供する総合的雪情報システムの構築を促進すること。

第8 税財政措置の確保

1 地方交付税の配分強化

地方交付税の算定においては、豪雪地帯の特殊事情を踏まえ、寒冷補正の見直しを図り、傾斜配分を強化すること。

2 豪雪対策関係地方債枠の拡大

豪雪地帯対策に係る財源を確保するため、一般補助施設整備等事業債の豪雪対策整備事業分及び防災対策事業債の自然災害防止事業分の起債枠を拡大すること。

3 国税、地方税の特例制度の創設等

(1) 雪国の生活実態を考慮し、屋根の雪下ろしに係る雑損控除制度を充実させること。

また、積雪寒冷による不可避的な生計費増嵩に対する税負担の軽減を図るため、雪寒控除制度の創設を検討すること。

(2) 豪雪地域における新築住宅は、建設費が一般地域に比べて高額なため、固定資産税の軽減措置の拡充を図ること。

(3) 小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準額の特例措置に関して、豪雪地帯については、雪処理スペースを考慮し、その対象面積を拡大する措置を新たに講じること。

4 公共事業の適期施行確保

豪雪地帯における公共事業の適期施行を確保するため、補助事業とこれに対する起債配分の早期決定等抜本的対策を講じること。